

日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会設置要領

(目的)

第1条 日野市住宅マスタープランを改訂するにあたり、学識経験者や市民等の幅広い意見を取り入れるため、日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅マスタープランの改訂に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 公募市民 2名
- (3) 関係団体の代表者 4名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が病気その他やむを得ない理由により委員会に出席することができないときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席と求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課が担当する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成26年7月14日から施行する。